

令和3年第2回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和3年6月2日(水)開会

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼総合政策課長	富井 文枝	民 生 部 長	辻井 弘至
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	吉田 一弘
総 務 課 長	吉田 裕一	住 民 課 長	増田 篤人
健 康 福 祉 課 長	井上 育久	建 設 課 長	池田 佳永
こども支援課長	藤岡 征章		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	富 士 青 美	議 会 事 務 局 長 補 佐	吉 川 明 宏
-------------	---------	-----------------	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1号 令和2年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）
- 第 7 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）
- 第 8 議案第 1号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について
- 第 9 報告第 4号 令和2年度安堵町土地開発公社決算の報告について

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（福井保夫） おはようございます。

只今から、令和3年第2回安堵町議会定例会を開会します。

出席議員は8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに西本町長より開会にあたり、御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 初夏の風の中、朝夕の涼しさは大変心地よく感じられる今日この頃でございます。

また、今は田植えの季節でもあり1年の中で一番活気のある時期でもございます。しかしながら新型コロナウイルスの感染拡大が地球規模で今も続いております。只今安堵町は住民の皆様方へのワクチン接種に全力で取り組んでおります。国の方針どおり65歳以上の高齢者への接種を7月中に終了してまいりたい、このように考えております。加えてこのコロナ禍の中、地方創生臨時交付金を活用した感染対策に引き続き取り組んでまいり所存でもございます。

そのような折ではございますが、令和3年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、令和2年度繰越明許費繰越計算書についての報告が1件、令和3年度補正予算の専決処分が2件、令和3年度補正予算が1

件、令和2年度決算の報告案件が1件の、合計5件でございます。

議員の皆様は御審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

報告第1号は、3月定例会において承認いただきました一般会計の繰越明許費について、繰越額が確定したため、令和2年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

次に報告第2号は「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）」は、生駒郡内の地域外来検査センターのPCR検査再開に係る経費負担及び低所得の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金事業のための所要の経費の増額補正でございます。

次に報告第3号は、前年度歳入を補填する目的で、前年度繰上充用金をもって財政処理を行うため専決処分いたしました、令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を報告するものでございます。

続きまして議案第1号は「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について」は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種経費の増額、ひびき共同浴場の補修工事経費及び美化センター敷地等の境界明示に係る経費を増額補正するものでございます。

次に報告第4号は、令和2年度安堵町土地開発公社決算について報告をするものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（福井保夫） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、4番 山岡敏議員、7番 浅野勉議員を指名します。

よろしく申し上げます。

---

議長（福井保夫） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から11日までの10日間をしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から11日までの10日間とすることに決定しました。

---

議長(福井保夫) 日程第3「諸般の報告」を行います。

3件あります。

本会議の説明員について。本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染防止対策として、理事者側からの説明員は限定して出席を求めています。議会運営委員会で、最終日までこのような体制で運営することに決まりましたことを報告します。皆様には御理解、御協力の程をよろしくお願いいたします。

2番目に、陳情の処理結果について。令和3年2月15日付で本町議会議長宛てに、町営住宅に関する陳情書が届きました。3月23日に全員協議会で協議し、同月24日に陳情者宛てに返信いたしましたことを報告します。

3番目に、一部事務組合議会に関することについて。5月19日に開会された、まほろば環境衛生組合議会臨時会において、私、福井が当議会議長に再任されましたことを報告します。

以上です。これで諸般の報告を終わります。

---

議長(福井保夫) 日程第4「行政報告」を行います。

町長(西本安博) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。西本町長。

(西本町長 登壇)

町長(西本安博) それでは、行政報告を行います。

新型コロナウイルス感染症の第4波の影響により、奈良県に隣接している府県において緊急事態宣言等が発出されております。本町におきましても、政府が示す指標でステージ4であるとの報道もされており、さらに強い危機感をもって行政運営に努めているところでもございます。

そのような中で5月15日から、土曜日・日曜日において65歳以上の方を対象に、新型コロナウイルスワクチンの集団接種が始まりました。現在、集団接種においては475名が第1回目の接種を完了し、さらに県の研修医も今月から一部導入をいたします。従いまして政府が掲げる、7月中の第2回目の接種完了に向けて接種体制の強化を今、進めている所でございます。

64歳以下につきましては、国・県の方針が細部にわたり未確定な部分が多く、詳細な計画が今は定まらない状態でございます。当町といたしましてもできるだけ早期に、制度設計を行いたいと考えております。

加えて、生駒郡4町合同で設置しておりましたPCR検査を行うための、地域外来検査センターにつきましても5月24日に再開いたしましたところでございます。

次に、5月20日に国において避難情報の基準の変更がございました。従来の避難勧告が廃止され避難指示と一体化になり、避難指示が発令されることで住民の避難が行われることとなります。これにつきましては新しく更新いたしました、令和3年度版防災ハザードマップを御参照まずは、いただきたいと思います。

加えて先月の臨時議会で補正予算の御承認をいただきました地方創生臨時交付金事業につきましては、令和3年7月1日から9月30日までの利用期間の1世帯5000円分の地域振興券とマスクをセットにした配布事業、公共施設におけるトイレ手洗い自動水栓等に改修を行う衛生環境整備事業等を現在進めているところでございます。

また、ひとり親世帯へ5万円を支給する、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては5月11日に53世帯、対象児童72人の給付を完了しているところでございます。

最後に、諸行事でございますが、毎年恒例でありました7月の差別をなくす町民集会、8月のふれあい盆踊り大会は、昨年度に引き続き中止を決定しているところでございます。今後も新型コロナウイルスと、ワクチン接種の状況を見ながら諸行事の実施を判断していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（福井保夫） 他に、ありませんか。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 教育委員会 辰己でございます。おはようございます。私の方から教育委員会関係の行政報告をさせていただきます。

教育委員会所管事務のうち、新型コロナウイルス感染症に関する事項で、3月議会で御報告させていただいた以降の新たな事項について報告をさせていただきます。

まず、町立学校における諸行事でございますが、例年5月に実施しております修学旅行については、中学校は9月、小学校は10月に延期をしております。行き先につきましても、貸し切りバスで全行程を組めるように、中学校は若狭・滋賀方面に、小学校は淡路島・姫路方面に変更をいたしました。また、野外活動や校外学習についても春季日程の物は時期を見合わせ、秋への日程変更の調整をしております。その他、今年度の水泳指導は中止をし、ゴールデンウィーク中の部活動の自粛、1学期中の参観実施の見合わせ等、感染症拡大防止のための対応をしております。今日現在時点で、町内の園児・児童生徒の新型コロナウイルス感染症罹患の報告はございません。

次に、教育委員会が所管しております社会教育施設等についてでございますが、近隣の大阪府、京都府などの緊急事態宣言発令地域、及びまん延防止等重点措置発令地域に在住される方々については施設利用を制限をさせていただいております。感染拡大地域との人の往来を極力少なくするための措置でありますので、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（福井保夫） これで行政報告は終わりました。

---

議長（福井保夫） 日程第5 報告第1号「令和2年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長兼総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総務部長兼総合政策課長。

（富井総務部長兼総合政策課長 登壇）

総務部長兼総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、報告第1号「令和2年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、御説明をさせていただきます。議案書開けていただきまして、令和2年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

令和2年度から翌年度への繰越明許費について地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し議会に御報告するものでございます。

事業の財源内訳について御説明させていただきます。

5款 農林水産業費、1項 農業費、事業名は土地改良事業、金額は、議会において御承認をいただいた、翌年度に繰り越して使用できる限度額でございますが、3,494万6,000円、翌年度繰越額2,504万6,000円で、財源は、国県支出金888万1,000円、町債で650万円、残り966万5,000円を一般財源をもって充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第1号 令和2年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和3年6月2日 報告、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の令和2年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、先程の御説明と重複をいたしますので、割愛をさせていただきます。

以上、御報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終結します。

議長（福井保夫） 日程第6 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長兼総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総務部長。

（富井総務部長兼総合政策課長 登壇）

総務部長兼総合政策課長（富井文枝） 総務部 富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）」、御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ828万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,483万5,000円といたします。

補正理由につきましては、1月より実施し3月末で一旦休止しておりました生駒郡内の地域外来検査センター事業として、ドライブスルー方式によるPCR検査を再開し、令和4年3月末まで実施する経費負担を増額補正するものでございます。

次にコロナ禍における低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の事業費、および事務費のため所要の経費の増額補正でございます。

なお、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業及びPCR検査事業は、いずれも早急な対応が必要なため専決処分とさせていただき、専決日は5月24日から開始のPCR検査事業整備が完了いたしました5月21日とさせていただきました。

それでは補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、9目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきまして、PCR検査センターの負担金として119万3,000円の増額補正でございます。

次に、3款 民生費、2項 児童福祉費、2目 児童措置費におきまして、委託料で電算システム改修委託198万円、負担金で、子育て世帯生活支援特別給付金480万円、その他事務諸経費を合わせまして計709万円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、歳入について7ページ、8ページへお戻りください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として119万3,000円の増額補正でございます。

次に、15款 県支出金、2項 県補助金で、新型コロナウイルス感染症対応セーフティネット強化交付金として709万円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

令和3年6月2日報告、安堵町長 西本安博。

次に、専決処分書をお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり専決処分する。

令和3年5月21日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ828万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,483万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月21日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額1億4,296万1,000円、補正額119万3,000円、計1億4,415万4,000円。

15款 県支出金、2項 県補助金、補正前の額4,269万1,000円、補正額709万円、計4,978万1,000円。

歳入合計。

補正前の額36億4,655万2,000円、補正額828万3,000円、計36億5,483万5,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額4億542万26,000円、補正額119万3,000円、計4億5,541万9,000円。

3款 民生費、2項 児童福祉費、補正前の額3億5,145万2,000円、補正額709万円、計3億5,854万2,000円。

歳出合計。

補正前の額 36億4,655万2,000円、補正額828万3,000円、計36億5,483万5,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認の程、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

報告第2号は、原案のとおり承認されました。

議長（福井保夫） 日程第7 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） おはようございます。住民課 増田でございます。よろしくお願ひいたします。報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」、説明させていただきます。

本補正につきましては、令和2年度安堵町国民健康保険特別会計決算において、累積の赤字863万4,000円の不足を補填するため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和3年度国民健康保険特別会計において前年度繰上充用金として同額の863万4,000円の増額補正を行うものでございます。

また、令和2年度会計の出納閉鎖までに歳入不足の補填処理を行わなければならない、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年5月31日の専決処分とさせていただきます、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページをお願いいたします。

歳出の部。

8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、1目 前年度繰上充用金で863万4,000円の増額、これは令和2年度国民健康保険特別会計の累積赤字の補填分でございます。この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

歳入の部。

5款 諸収入、1項 雑入、4目 歳入欠かん補てん収入をもって全額充てさせていただきます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

令和3年6月2日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和3年5月31日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ863万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億783万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月31日専決、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

歳入。

5款 諸収入、1項 雑入、補正前の額71万9,000円、補正額863万4,000円、計935万3,000円。

歳入合計。

補正前の額9億9,920万円、補正額863万4,000円、計10億783万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額863万4,000円、計863万4,000円。

歳出合計。

補正前の額9億9,920万円、補正額863万4,000円、計10億783万4,000

円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認の程、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

報告第3号は、原案のとおり承認されました。

---

議長（福井保夫） 日程第8 議案第1号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長兼総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総務部長。

総務部長兼総合政策課長 はい。

(富井総務部長兼総合政策課長 登壇)

総務部長兼総合政策課長(富井文枝) 総務部 富井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは議案第1号「令和3年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)について」、御説明させていただきます。本補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,469万1,000円を追加し、歳入歳出総額を36億9,952万6,000円といたします。

補正理由といたしましては、当町における訴訟が棄却結審したことに伴う弁護報償費用の支払いのため増額補正するものでございます。

次に、ひびき共同浴場の浴室天井に歪が広がり、早急な補修工事が必要ですので係る経費につきまして補正予算をお願いするものです。

また、当初予算化しておりました新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業について、医師等の委託・協力体制の確定により、予算科目の調整並びに接種経費の増額、そして64歳以下の接種券発行業務等一連の実施経費の補正予算をお願いするものでございます。

最後に、美化センター敷地内可燃ごみ中継施設建設のため境界明示を実施するための経費について増額補正をするものでございます。

それでは補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費におきまして、報償費として22万円の増額補正。

3款 民生費、3項 人権対策費、4目の共同浴場管理運営費におきまして、施設改修工事として69万1,000円の増額補正でございます。

次に、4款 衛生費、1項 保健衛生費において、ワクチン接種関係では、報酬で435万5,000円、そして職員手当等で681万円の増額、そして当初予定をいたしておりました医師報償費をマイナス2,966万4,000円減額し、委託費と負担金に組換え新たな接種体制経費を増額し、併せて64歳以下の接種券発行業務としてのシステム改修等、委託費用で計1,326万円の増額補正、次のページの負担金補助及び交付金で計3,076万6,000円の増額、その他諸経費等を合わせた合計は2,758万9,000円で、増額補正でございます。

2項 清掃費では、登記等委託として113万9,000円の増額補正でございます。

次に、7款 土木費、4項 住宅費で、土地開発公社貸付金として1,505万2,000円の増額補正でございます。

続きまして7ページ、8ページ、歳入を御覧ください。

歳入についてでございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金において、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金及び体制確保事業費国庫補助金として計2,758万9,000円の増額補正でございます。

次に、18款 繰入金、1項 基金繰入金で、財政調整基金繰入金として1,710万2,000円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読致します。

議案第1号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり提出する。

令和3年6月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第1号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,469万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,952万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月2日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額1億4,415万4,000円、補正額2,758万9,000円、計1億7,174万3,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億6,991万4,000円、補正額1,710万2,000円、計2億8,701万6,000円。

歳入合計。

補正前の額36億5,483万5,000円、補正額4,469万1,000円、計36億9,952万6,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額4億5,541万9,000円、補正額22万円、計4億5,563万9,000円。

3款 民生費、3項 人権対策費、補正前の額5,163万1,000円、補正額69万1,000円、計5,232万2,000円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額1億3,636万1,000円、補正額2,7

58万9,000円、計1億6,395万円。

2項 清掃費、補正前の額5億4,725万2,000円、補正額113万9,000円、計5億4,839万1,000円。

7款 土木費、4項 住宅費、補正前の額4,344万6,000円、補正額1,505万2,000円、計5,849万8,000円。

歳出合計。

補正前の額36億5,483万5,000円、補正額4,469万1,000円、計36億9,952万6,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複をいたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決の程、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ちょっと失礼いたします。補正の内容のことに関しては何の異論もございません。

そのつもりでございますのでよろしくお願いしたいと思います。ちょっと先程このコロナ禍、今回補正も内容に出ておりますけれども、コロナ禍に伴いましてかなり奈良県、そしてまた安堵町におきましても一生懸命、担当の係また課、そしてまた行政職員を通じて防止に当たっていただいて本当に毎日毎日、結構なことやなと、住民として感謝申し上げる次第でございます。なお、一つ先程、冒頭に町長の65歳以上のワクチンの方のですね、今現在の報告の中で475人ということで、これが最新のデータということで、おっしゃっていただきました。誠にありがたいことでございますけれども、これはちょっと後で数字的に教えていただきたいのですが、この475人は何人の高齢者に対しての475人ということは、要するにパーセントでどれぐらいの方々が第1回のこの注射をお受けになったか、ということもちょっと耳に入れておきたいなと思います。

そして先程、この補正の内容の中で今回は64歳以下ですね、この接種券を配布する準備も進めておるということを聞かせていただいております。誠に早くから着手していただくことは、本当に住民にとって結構なことやと、このように思いますねんけども、この接種券ですね、

巷では、報道等でよりましたら、この高齢者、いろいろと先程、町長の話でもあったように、7月までは高齢者は必ず終えたいというような方向でございました。

ただ、この安堵町で64歳以下の方も、できるだけ早く、何も7月末にこだわらずにですね、重複しながらでも、1日でも早く安堵町、64歳以下の住民にありがたい報告をしていただけたら本当に結構じゃないかなと。常々、安堵町のコロナに対する特例金の内容がございましたとおり、過去に2万円の振興券も配布していただきました。また7月中に5,000円、そしてまたマスクの配布ということも各所帯に検討していただいて、皆さん方、行政の職員の方々においてね、我々住民の側に立ったら非常にありがたい、嬉しい。安堵町に私は住みたいな、と川西町、郡山市、斑鳩町の方々が個々に私の耳に入ってきております。どうしてそういうような安堵町が素晴らしい対策でもってコロナのそうした実態をいろいろと助け合っていくという精神で配布していただいた。ということで非常に私は成果を得たんじゃないかなと。町の方針も良かったんじゃないかなという思いもいたします。

話が戻りますけども、今現在、今月6月1日からにおいて奈良県に研修医の方々のワクチンの接種ということで入ってきていただいているかのように聞いております。これ私、実は昨日、藤岡医院に行って個人接種のことにしても以前から安堵町の方針は、今のところ個人接種はできないということでございました。斑鳩町の先生がですね、安堵町の先生も少のうございしますので、1軒でございしますので、応援の体制に行きますねん。ということで来週の土曜・日曜でしたかな、そういう割り当ても入っておりますねん。ということで来ていただける予定にされておるようでございます。そこへ研修医の方々、そしてまた3段4段組の消化のできていくワクチンの接種が急に進んで行くんじゃないかなと思います。ただそのことに、高齢者のみならず64歳以下の方にですね、7月中にでも、できるだけ早く、安堵町もそういうような接種券をどんどんやっておるんや、おるでということ。これ実際、安堵町の今までのコロナに対する政策、本当に見事でございます。こんなこと言うと、平群町、斑鳩町、住民が不安でたまらんというような状況も聞かせていただいております。安堵町においては65歳以上の方に関しての今の内容についても再度、回覧板に掲載していただき住民には周知していただいて非常にありがたかったなという思いもしております。

ですので、何を申したいかというのは、64歳以下の方におきましても、65歳以上の高齢者のみならず、しっかりと1日でも早く接種券をよそより先にですね、到達できるように、住民が安心できるような日々をして迎えていただきたい、かように思います。

その中で補正のことの段階につきましては、また後日、話、検討する機会もあるやろうけども、町長の方針として、今現在、先程申しました475人は何%の接種率ということ、できましたならばちょっと教えていただきたい、かように思います。

以上です。

町長（西本安博） 数字わかる？

健康福祉課長（井上育久） はい。

町長（西本安博） 数字だけ言うて。あと俺言うから。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上課長。

健康福祉課長（井上育久） おはようございます。健康福祉課の井上でございます。大体20%、65歳以上大体2,500人のうち、約20%前後が終了している形になり、まだ1回目ですので2回接種される、まだ1回目しか済んでませんので、もう1回打ってもらう形になりますので、という段階でございます。

以上でございます。

8番（森田 瞳） 20%ですか。1回目の？

健康福祉課長（井上育久） はい。

町長（西本安博） いいですか。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

町長（西本安博） 自席から、その他のことについてお答えをさせていただきたいと思います。この周りの市町村については接種券を段階的に配布しているようでございますので、まだ自分の手元に来てないねんけど、ほんまに打ってくれよんねんやろうか。という思いがこの周辺、磯城郡をはじめとして、この周辺の住民の方々、非常に不安がっているというお話は我々も聞きます。これは奈良県だけ違くて、大阪府内でも京阪沿線とか都市化されている所でも同じ状況で、ほんまに打ってくれよんのかいと。電話で申し込んでも繋がらない、インターネットはできない、市役所へ押しかけて行っても全くらちがあかない。というのが大体の現状でございます。私どもは、まず安心をしていただくということで、高齢者65歳以上につきましては接種券を

配布させていただいて、ちゃんと担保は取りましたよと。後はちょっと指示のあるまで待つてくださいというスタイルを取りました。以降についてもその形を取っていきたい、このようには考えております。

まずは安心感を持ってもらえるということ。これは今、森田議員もおっしゃいましたように安堵町はちゃんと接種券来てあるから大丈夫やで。時期は早いか遅いか、それはまあいろいろあるやろうけど、ちゃんと打ってくれよと、という安心感。このことは非常に他の市町村の住民からも寄せられている「安堵ええな」というその言葉は、そこにあるんだと我々は解釈しております。

で、もう一つは64歳以下についてどのようにしていくのか。今はとにかく国は65歳の高齢者を何とか7月中に打ち終わって欲しいということで、そのことについての集団接種も含めた、いろんな手は今、打っております。これを65歳以下に、今12歳ですか、12歳ぐらいまでやろうと今、方針が出ておりますが、これを例えば奈良県であっても、県の研修医がそのまま今の制度、また64歳以下についても、その制度をしてくれるのか。あるいは地区医師会が今と同じような体制を取ってくれるのかどうか。このことがまだ、実を申し上げますと出来上がっていない。だから私、制度設計なかなかできないというお話をさせていただいたのは、そこでございます。今は65歳以上につきましては6月の第2週か、ぐらいから二人制になるな？

健康福祉課長（井上育久） そうです、はい。

町長（西本安博） 他の町村からの医師の応援を求めます。また研修医も延べ4日か。

（「はい」という者あり）

町長（西本安博） 延べ4日導入すれば何とか7月中にいけるという計算をしております。このままずーっと全て12歳までこの制度を続けてもらえるのかどうか、まだ不透明なところがありますので、早くこの辺を整理して我々の、64歳以下の接種の制度設計、早く仕上げていきたい。このように思っております。これが今日現在の情報でございます。

以上でございます。

8番（森田 瞳） はい。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ありがとうございます。ちょっとパーセントのことも聞かせていただいたし、ただ、報道等によりましたらね、64歳以下の方でも7月から開始するような市町村、あるように聞いております。だからこれは当たり前のことでね、早く高齢者が、どんどん、どんどん進んでいけば何もやっぱり7月末を待たずにですよ、一日でも早く64歳以下の方々の接種券の配布、何日ということの指定はできませんけども、やはり安堵方式でしっかりとその辺のことは、私はやっていただけたら高齢の方にしても安心されたやろうし、これから住民の方々もそれでもって安心をなさると。やがて町の方から連絡をくれると。待っておったらできるというような体制を取ってやっていただきたい。かように思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

議長（福井保夫） はい。他に、質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

只今、議題となっています議案第1号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。御異議、ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

議長（福井保夫） 日程第9 報告第4号「令和2年度安堵町土地開発公社決算の報告について」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長（池田佳永） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。池田建設課長。

(池田建設課長 登壇)

建設課長(池田佳永) おはようございます。建設課の池田です。よろしくお願ひいたします。それでは、報告第4号「令和2年度安堵町土地開発公社決算の報告について」御説明いたします。議案書3ページをお願ひいたします。

令和2年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。中段の庶務関係を御覧ください。令和2年6月16日に、令和元年度収支決算につきまして監査が行われ、同年7月1日の定例理事会におきまして令和元年度収支決算の承認を得ました。

次に、令和3年2月1日に、定例理事会におきまして、令和3年度事業計画及び予算案につきまして審議していただき、承認をいただいております。

次の4ページをお願ひいたします。

1の令和2年度公有用地の先行取得及び2の保有地の売り払い事業は、ともにございませんでした。

次の5ページをお願ひいたします。令和2年度安堵町土地開発公社決算報告書でございます。

収益的収入でございますが、第1款 事業収益でございますが、保有地の売り払いはございませんでしたので、決算額は0円でございます。

第2款 事業外収益、第1項 受取利息の決算額は501円でございます。

支出の部です。

第1款 事業原価におきましても、公有地の取得がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

次の6ページをお願ひいたします。

資本的収入の部でございますが、第1款 資本的収入、第1項 借入金におきましては、借入金がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

第2項 利子補給金におきまして、決算額は37万9,576円。これは、借入金の利子分を町から補填していただいております。

次に、歳出の部でございますが、第1款 資本的支出、第1項 公有地取得事業費におきましては、取得用地がございませんでしたので決算額は0円でございます。

第2項 事業外費用の決算額は37万9,576円。これは、借入金の利息の支出でございます。

次のページ以降の事項別明細等につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第4号 令和2年度安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

令和3年6月2日報告、安堵町長 西本安博。

以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号を終結します。

---

議長（福井保夫） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月3日、午前10時開会です。一般質問を予定しています。

本日は、これで散会します。

-----  
散 会

午前10時55分  
-----

